

令和6年度7月入札契約制度の改正について

令和6年5月16日

建設コンサルタント業務等については、現在ダンピング受注防止に取り組んでいるところですが、更に取り組みを強化するため、以下のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法を見直します。

なお、令和6年7月1日以降に公告する入札を対象とします。

○ 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法の見直し

1 測量業務

以下の①～③の合計額

- ①直接測量費の10分の10
- ②測量調査費の10分の10
- ③諸経費の10分の5（現行：10分の4.8）

なお、上記の①～③の合計額が、税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額となることに変更はありません。

2 建築関係建設コンサルタント業務

以下の①～④の合計額

- ①直接人件費の10分の10
- ②特別経費の10分の10
- ③技術料等経費の10分の6
- ④諸経費の10分の6

上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の10分の8.1を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.1を乗じて得た額に変更となります（現行：10分の8）。

なお、合計額が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額となることに変更はありません。

3 土木関係建設コンサルタント業務

以下の①～④の合計額

- ①直接人件費の10分の10

- ②直接経費の10分の10
- ③その他原価の10分の9
- ④一般管理費等の10分の5（現行：10分の4.8）

上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の10分の8.1を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.1を乗じて得た額に変更となります（現行：10分の8）。

なお、合計額が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額となることに変更はありません。

4 地質調査業務

以下の①～④の合計額

- ①直接調査費の10分の10
- ②間接調査費の10分の9
- ③解析等調査業務費の10分の8
- ④諸経費の10分の5（現行：10分の4.8）

なお、上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の3分の2未満の場合は、税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額、税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額となることに変更はありません。

5 補償関係コンサルタント業務

以下の①～④の合計額

- ①直接人件費の10分の10
- ②直接経費の10分の10
- ③その他原価の10分の9
- ④一般管理費等の10分の5（現行：10分の4.5）

上記の①～④の合計額が、税抜き設計金額の10分の8.1を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.1を乗じて得た額に変更となります（現行：10分の8）。

なお、合計額が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額となることに変更はありません。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195 FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp